

分類	主な意見の概要	事業者の見解
事業者 見解 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価項目の選定について、「沖縄県知事の意見を踏まえ」となっているが方法書に対する住民等の意見が反映されていない。県知事の意見のみを反映させて調査項目を設定すると言うのは手続上、公平性の観点からも見直しが必要である。</li> </ul>	準備書は、知事意見を勘案し、住民意見に配慮してとりまとめています。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>方法書に対する意見及び事業者の見解の多くの項目で、「調査、予測及び評価の手法は、主務省令の標準手法を基本として選定しており～省略～」とあるが、これは事業計画地域の地形的、気象的な特性などへの十分な配慮がなされていないものである。</li> </ul>	調査・予測・評価の手法は、主務省令の標準手法を基本としています。地域の特性については、p5-1に示すとおり、地域概況を把握しています。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>CO<sub>2</sub>についても検討不足。石垣島という世界に誇れる自然環境を持つ貴重な土地であるという認識が不足している。</li> </ul>	温室効果ガス等の二酸化炭素については、供用後の化石燃料の使用状況等から排出量を算出し、影響が小さいものとして項目の選定は行っておりません。

#### 4) 環境影響評価の調査の手法に関する意見

分類	主な意見の概要	事業者の見解
調査の手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>方法書に先行して行った調査データがあるので、調査方法に対する意見を反映しないのは正しい手続きとはいえない。方法書で意見として出された調査方法によって春・夏部分の調査を再度実施する必要がある。</li> <li>既存調査を活用している項目については、それぞれの調査の目的や時期、方法などを再度精査し、参照の妥当性などを明確に示すことが必要である。</li> <li>調査は期間を含め不十分だと思う。</li> </ul>	調査は、地域の概況を把握するために平成13年度から行っていますが、これらの調査はすべて既存現地調査として取り扱っています。現地調査は、知事意見等を踏まえて行っており、方法書提出後に実施しています。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>両側回遊性の魚種について、生息状態を知るためには海域においても調査を行うべきである。</li> </ul>	河川、海域の生物は、個々の生物種を対象に調査するのではなく、それぞれの場所に生息するすべての種について調査しております。

#### 5) 環境影響評価に関する意見

##### (1) 全体的事項

分類	主な意見の概要	事業者の見解
予測、 評価全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>本編に余分な記述が多すぎる。予測に使われないデータは基本的に資料編に送るべきである。</li> <li>準備書は難しく分かりづらい点が多すぎる。</li> </ul>	読み手の方々が現地の状況について理解が深まるよう配慮いたしました。また、予測評価に活用される必要な情報について、分析の過程を整理して記載しています。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書における工事後の影響として物理的な予測はあるが、それが生物の生息状況にどのような影響を与えるかということについての予測はできていない状況である。影響の直接の予測が困難であるとしても、海外のものも含めてそのような事例の参照も有効であると考えられる。</li> </ul>	生物の生息状況については、環境影響要因から生息環境への影響の伝達過程と生息環境と生物の生態的特性とを総合的に勘案して検討しています。 物理過程で予測可能な環境条件は生息環境への影響の伝達過程の要素として考慮しております。